

食料システム法に基づく計画認定制度の概要



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

令和8年3月

関東農政局経営・事業支援部

食品企業課



●目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

① 食品等事業者による事業活動の促進 (R7.10~)

(1) 食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成

- ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
- ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
- ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
- ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)

※ ①~④には技術開発利用、事業再編を含む。

(2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成

(3) **農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施

- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
- ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例 等

② 食品等の取引の適正化 (R8.4~)

(1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施

※取引実態調査はR7.10~

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があった場合、検討・協力

(3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定

(4) 農林水産大臣は、次の措置を実施

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

(5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定



食品産業に対する総合的な認定制度

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

2. 食料システム法の計画認定制度の対象となる事業活動

- 食品等事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組について、農林水産大臣の認定及び金融・税制等上の総合的な支援・特例措置を受けることが可能です。

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）などについても、認定を受けることが可能（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

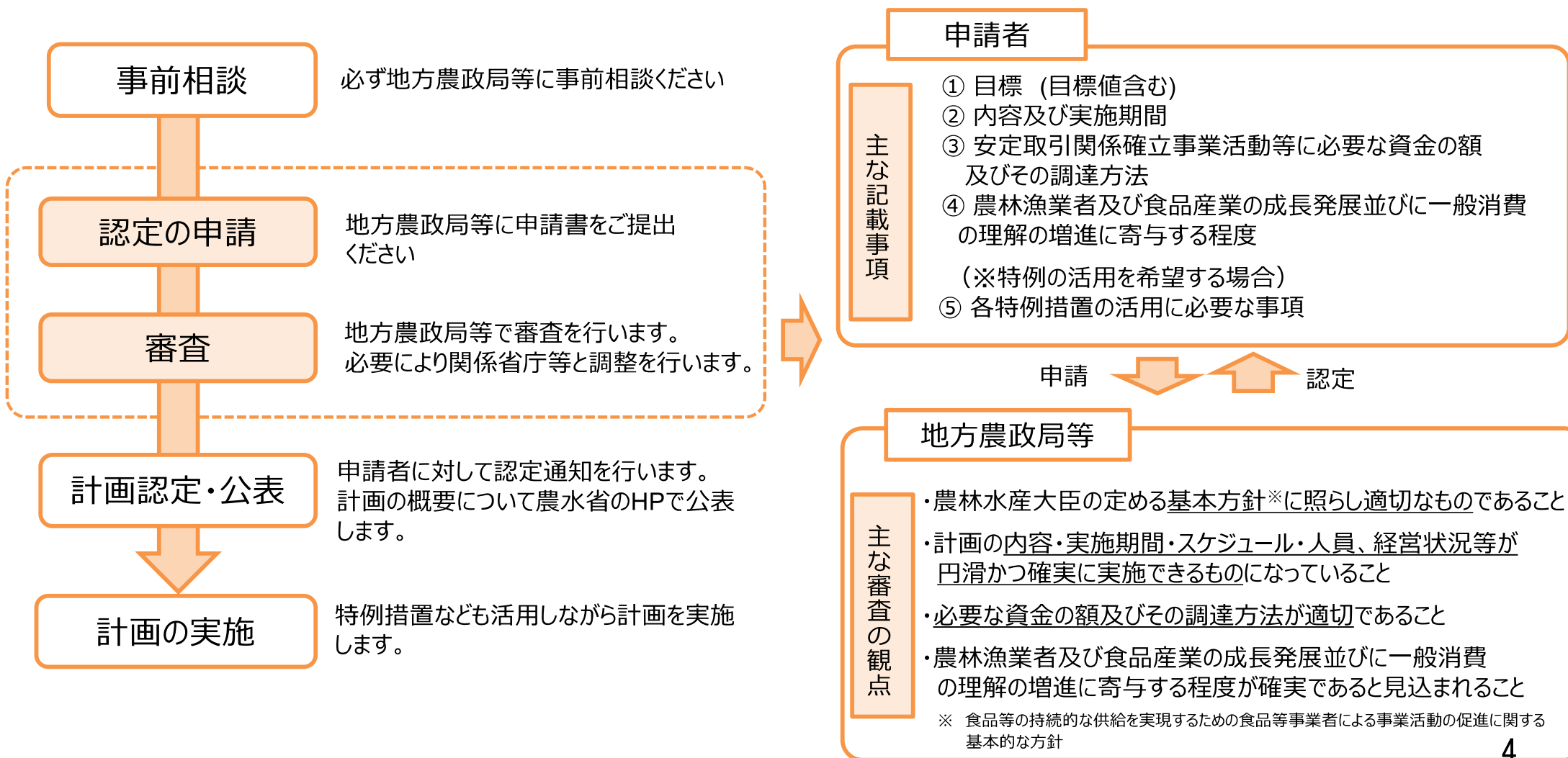
3. 計画認定制度の認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置**を受けることが可能です。

	項目	主な内容	備考
 金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（ 食品等持続的供給促進資金 ）	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業も対象 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	<ul style="list-style-type: none"> 資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
 税制特例	中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
 その他	農研機構による設備等の供用等	<ul style="list-style-type: none"> 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	<ul style="list-style-type: none"> 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有

4. 計画認定の申請手続きフロー

- 計画認定を希望する場合は、時間的余裕をもって、**相談・申請窓口となる地方農政局等**（次ページ「5. 相談・申請窓口」）へ**事前相談**を行ってください。
- **必要な申請書類を相談・申請窓口**に提出願います。
- 申請された計画について地方農政局等で審査を行い、**認定基準を満たす場合、計画の認定**を行います。
- **認定を受けた食品等事業者は計画を実施**します。計画申請時に**特例措置の活用を申請している場合は、特例を活用**できます。



5. 相談・申請窓口

➤ 申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等へご相談ください。

※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください



地方農政局等	部署名	電話番号	メールアドレス※	管轄都道府県
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8574	shokuryosystem_hokkaidou★maff.go.jp	北海道
東北農政局	経営・事業支援部 食品企業課	022-221-6146	shokuryosystem_tohoku★maff.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	経営・事業支援部 食品企業課	048-740-0397	shokuryosystem_kanto★maff.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営・事業支援部 食品企業課	076-232-4149	shokuryosystem_hokuriku★maff.go.jp	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課	052-746-6430	shokuryosystem_tokai★maff.go.jp	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営・事業支援部 食品企業課	075-414-9024	shokuryosystem_kinki★maff.go.jp	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	経営・事業支援部 食品企業課	086-222-1358	shokuryosystem_chushi★maff.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営・事業支援部 食品企業課	096-300-6366	shokuryosystem_kyushu★maff.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673	shokuryosystem_oki.t5f★ogb.cao.go.jp	沖縄県

➤ 次の①～⑥の場合は、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室が相談・申請窓口になりますので、下記連絡先にご相談ください。

- ① 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の有する設備等の供用等の特定の活用を希望している場合
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）に係る特例の活用を希望している場合
- ③ 産業競争力強化法の特例の活用を希望している場合
- ④ 食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を希望している場合
- ⑤ 事業活動計画に要する経費について国の補助が見込まれる場合
- ⑥ 申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合

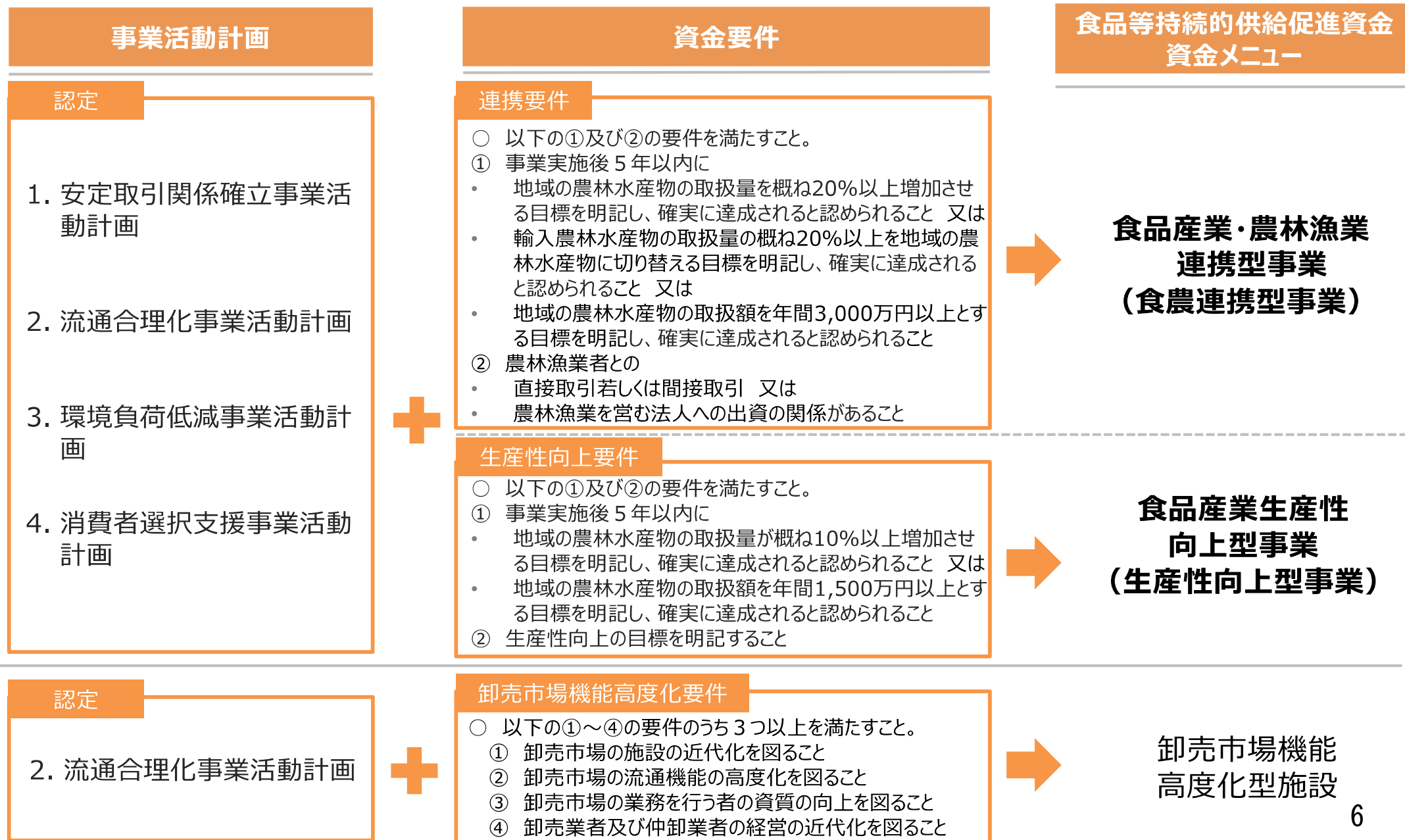
計画認定制度の詳細は
こちらをご覧ください→



①～⑥の相談・申請窓口	電話番号	メールアドレス
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食料システム連携推進室	03-3502-8051	shokuryosystem_keikaku★maff.go.jp

6 - 1. 特例措置の概要（日本政策金融公庫の長期低利融資①）

- 中小企業者が、認定を受けた事業活動計画に基づき取組を行う際、以下の資金要件を満たした場合には、日本政策金融公庫から、**食品等持続的供給促進資金の長期・低利融資**を受けることが可能です。



6 - 2. 特例措置の概要（日本政策金融公庫の長期低利融資②）

- 資金メニューごとの貸付対象者、貸付用途、貸付条件は以下の通りです。
- 長期低利融資の特例の活用を希望される方は、最寄りの日本政策金融公庫の窓口にご相談ください。

資金メニュー	貸付対象者	貸付用途	貸付条件
食農連携型事業	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通 ^(※1) 、販売の事業を行う者）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業者等と共同して利用する施設の改良、造成又は取得 2. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 3. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資^(※2) 4. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出^(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率：中小特利③-1 ● 2.25%（償還期間15年の場合、令和8年1月20日時点） ● 貸付限度額（融資率）：負担額の80% ● 償還期限：25年以内（10年超に限る） ● 据置期間：3年以内
生産性向上型事業	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通 ^(※1) 、販売の事業を行う者）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 2. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資^(※4) 3. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出^(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率：中小特利① ● 2.75%（償還期間15年の場合、令和8年1月20日時点） ● 貸付限度額（融資率）：負担額の80% ● 償還期限：25年以内（10年超に限る） ● 据置期間：3年以内
卸売市場高度化型施設	卸売市場の開設者 ^(※5・※6) 、卸売市場の卸売業者、卸売市場の仲卸業者、卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合・小組合 ^(※5)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 2. 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 3. 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 4. 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率：中小特利③-1 ● 2.25%（償還期間15年の場合、令和8年1月20日時点） ● 貸付限度額（融資率）：負担額の80% ● 償還期限：25年以内（10年超に限る） ● 据置期間：3年以内

(※1) 流通の事業を行う者は、食品卸売業者、食品仲卸業者を指し、物流業者は除く。

(※2) 他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限る。

(※3) 食農連携型事業は、1, 2, 3に関連して必要となる費用の支出に限る。また、生産性向上型事業は、1, 2に関連して必要となる費用の支出に限る。

(※4) 他の事業者は食品等事業者に限る。

(※5) 貸付用途は1, 2に限る。

(※6) 地方公共団体を除く。

7-1. 特例措置の概要（中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係））

中小企業経営強化税制

- 青色申告書を提出する**中小企業者等**（注）が、認定を受けた事業活動計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を新規取得等して事業の用に供した場合、**税額控除又は特別償却**を選択適用することが可能です。



類型	要件	対象設備	その他要件	特例内容
生産性向上設備 (A類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る ● 器具備品（30万円以上） ● 建物附属設備（60万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却
収益力強化設備 (B類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる 			
経営資源集約化設備 (D類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 			
経営規模拡大設備等 (E類型：100億企業を目指す事業者が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額 1 億円 OR 前年度売上高 5 %以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ● 器具備品（30万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ● 建物及びその附属設備（1,000万円以上） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円 		<ul style="list-style-type: none"> ● 対象設備（建物及びその附属設備除く）の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却 ● 上記に伴って新增設する建物・建物附属設備について、税額控除又は特別償却 ※【税額控除】賃上げ5%以上：2%、賃上げ2.5%以上5%未満：1% ※【特別償却】賃上げ5%以上：25%、賃上げ2.5%以上5%未満：15%

（注）中小企業等とは、
 ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 ・協同組合等
 （※中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当する者に限ります）

取組事例（安定取引関係確立事業活動）



安定取引関係 確立事業活動

- 食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図る事業活動



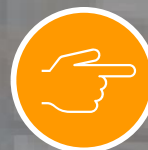
取組事例

- 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用
- 卸売事業者が、連携先の農業者の繁忙期に一部コントラクター事業を担い、人手不足解消により原材料を安定的に調達
- 卸売事業者が、漁協に対し、取扱数量等の販売計画を事前に提示し、委託生産で安定した取引を実施
- 卸売事業者が、消費者ニーズの高い品目の生産に向け、生産者組合の設立や、生産指導専門員の雇用などを主導し、自社との契約栽培に着手
- 外食事業者が、国産野菜の調達安定化に向けて、農業者への出資を通じ業務提携を実施
- 地域固有の伝統野菜の活用に向けて、農業者と外食事業者等が安定取引契約を実施し、伝統野菜を活用

取組事例（流通合理化事業活動）



流通合理化 事業活動



- 食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

取組事例

- 加工事業者が、人手を介さない高度な食肉加工設備を導入し、流通面を効率化、品質を均質化
- 製造事業者が、加工食品の輸出先国の規制・条件等に対応した施設等の整備
- 小売事業者が、卸売事業者と物流事業者とタッグを組み、店到着時間の指定緩和、積載率100%後配送等、ルールを改定、組み合わせにより全く新しいダイヤグラムを開発
- 卸売事業者が、物流センターに最先端の設備を導入し、自動化・省人化を推進することで、ローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現
- 卸売市場開設者が、衛生管理の高度化のための施設を新築、作業効率化のための電子入札システムを導入
- 卸売事業者が、品質・衛生管理に優れた冷蔵設備への切替を行い、生鮮食品を高付加価値化
- 小売事業者が、出荷作業工程の機械化や流通拠点の整備を行い、商品の流通を効率化・省力化
- 外食事業者が、食材等の在庫管理・自動発注を可能とするシステムを導入し、労働生産性を向上

取組事例（環境負荷低減事業活動）



環境負荷低減 事業活動



- 温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

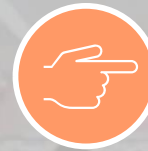
取組事例

- ・ 製造事業者が、工場におけるフライヤーをガス式からIH式に変更することで温室効果ガス排出を削減
- ・ 製造事業者が、食品ロス削減に向け、生地のパースト・攪拌機械を変更し、歩留まりを向上
- ・ 製造事業者が、食品容器包装の減量化や、紙等の代替素材に切り替え、プラスチック使用量を削減
- ・ 卸売事業者が、卸売市場で使用する鮮魚の輸送用発泡スチロールを圧縮し、リサイクルの効率化と廃棄率の減少を実現
- ・ 卸売事業者が従来型の冷蔵設備から省エネ型の冷蔵設備に切り替え、消費電力を低減
- ・ 小売事業者が、惣菜製造過程で出る野菜の端材を堆肥化し地域の農業者へ譲渡することで資源を有効活用
- ・ 小売業者が、物流センターに高効率の機器を導入、自家消費型の太陽光発電設備の設置、複数店舗での購入電力を再エネ由来に転換
- ・ 小売・外食事業者が、食品ロス削減に向け、食品廃棄物の計量器を導入し、食品廃棄物の発生量を見える化することで従業員の意識を啓発
- ・ 外食事業者が、食品ロス削減に向け、需要予測システムを導入し、食材ロスの発生を抑制
- ・ 外食事業者が、LED電球への切替、エアコンの入替、天井、壁断熱化による店舗等の省エネ化を推進
- ・ 外食店舗で発生するプラスチック・紙製容器等の共同回収・再利用化を進め、食品容器のリサイクル率を向上

取組事例（消費者選択支援事業活動）



消費者選択 支援事業活動



- 環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

取組事例

- 製造事業者が、温室効果ガス削減に資する加工食品を売り出すに当たり、温室効果ガス排出量の算定システムを導入
- 小売事業者が、郷土料理や伝統食など、地域の食文化の継承に資する情報等を消費者に伝達するため、ラベル、POP、映像等により見える化
- 小売事業者が、環境・人権への配慮等への取組や生産現場の実態等を消費者に伝達するため、ラベル・ポップ、映像等により見える化
- 外食事業者が、材料の端材をパウダー状に加工する機械を導入し、当該パウダーを用いた食品ロス削減に資する新商品について、そのストーリーとともに販促キャンペーンを実施
- 食品等事業者が、円滑な価格転嫁に向けた、食料の生産・製造・流通に係るコストを把握、情報発信

取組事例（技術の研究開発）



技術の 研究開発



- 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う技術の研究開発

取組事例

- 製造業者が、多様化する消費者ニーズへの対応として、動物たんぱく質に代わる植物性原材料を用いた新技術によるプラントベースフードを製造する設備を導入
- 製造業者が、工場付近の仕入れ先の生産者と共同で利用する、原材料の長期保存を可能にする傷口修復技術（サツマイモ等のキュアリング）等を活用できる施設を導入
- 製造事業者において、公設試験場で研究されていた「チーズホエイの殺菌条件」を用いて新たな納豆を開発
- 製造事業者において、公設試験場で作成された、製品や製造工程の特徴をまとめたシードル製造マニュアルをもとに新たなシードルを開発
- 製造事業者が真空包装や急速冷凍、低温貯蔵など先端技術を活用した伝統食品を製造する施設・設備を導入
- 卸売事業者が、低温・高湿の保管環境を安定的に実現し、鮮度を長期間・高品質に保つことを可能にする新技術を活用した青果物流拠点新たに整備
- 小売事業者が、電子タグを用いて食品の情報を追跡管理し食品の鮮度を予測して数値化する新たなシステムを導入し、食品ロス削減に資する情報を消費者に提供
- 容器包装事業者が、食品の品質保持機能を維持しつつ、プラスチック減量化や、資源循環に対応した食品容器包装を開発

取組事例（事業再編）



事業再編



- 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う事業再編

取組事例

- 製造事業者が、国産原材料を使用する同業者の事業を承継（合併）し、農業との連携を強化しつつ、国産農産物の利用を拡大
- 食品ロス削減を考える製造事業者が、食品残渣をアップサイクルする新会社を設立（分割）し、食品残渣を有効活用
- 経営基盤の拡大を検討する卸売事業者が、取引先の地域密着型の小売事業者の経営者の引退に伴い、当該事業を承継し、地域の農林漁業者との取引を拡大
- 特定地域に販路を持つ物流事業者が他の地域に強みを持つ他社をM & Aし、新需要を開拓するとともに物流を効率化
- 卸売事業者が、商圈が重複・競合していた卸売事業者の合併・再編を目指すことにより、地域での販売・保管・物流などの市場機能を効率化
- 卸売事業者が、給食サービス事業者及び食品製造事業者の事業を承継して子会社化し、配送施設の集約や配送車両の共有により、物流を効率化
- 小売事業者が、有機農産物に特化したインターネット小売業者の株式を取得し、有機農産物のオンライン販売を強化